

「わが署の労働安全活動の取り組みについて」

古川営林署 大谷 森林官 高橋 進
労務厚生係長 鈴木 智晴

1 はじめに

わが署は平成3年8月より今日まで6年5カ月余りにわたり無災害を継続しています。

このことは、平成3年7月に発生した災害を節目とし、安全に対して初心に戻り、署と現場一丸となった取り組み及び安全指導に加え様々な機会を利用し職員一人一人の安全に対する意識の醸成を図り、もって安全作業に徹することの習慣化に努める等地道な取り組みの積み重ねであると考えています。

そこで、今日までの無災害をひとつの区切りとして振り返り、わが署の安全活動の取り組みを、

- 1 安全衛生委員会の充実
 - 2 TBMの充実
 - 3 ヒヤリハットの分析と活用
 - 4 安全意識の醸成
 - 5 各種安全研修の開催
 - 6 森林官等の現場業務に伴う緊急連絡体制の徹底
- の6項目にまとめたので報告します。

2 内容

(1) 安全衛生委員会の充実

①森林官の全員参加

安全衛生委員は委員長1名・指名委員及び書記5名・組合委員5名ですが、森林官については、安全衛生委員として指名されない森林官もオブザーバーの立場で委員会に出席するとともに、討議にも参加しています。これは、併記発令による異動が多く森林官同士の情報交換が必要であることと、委員会の答申結果を早急に各現場に周知できることを目的としています。

②月別行事計画の検討及び取組状況のチェック

年度当初に樹立した月別実施計画について、実施に向けての検討及び、取り組み状況のチェックをしています。

③答申結果の周知・徹底

委員会の答申結果については、労務厚生係が早急にとりまとめ、現場・各課に通知し討議内容及び検討結果等を職員に周知させています。

(2) TBMの充実

①一声注意運動の取り組み

TBMの充実及び一人一人が安全活動に参加することを目的に、安全当番や班長が主体となり、当日の作業内容、作業条件及び天候状況等から当日の作業にあたっての注意事項を「一声注意」し班員全員で徹底しています。又、「緑十字の日」には、安全管理者が必ず各班のTBMに参加する等、安全衛生に関しての注意喚起を行うことにより、月1回は安全管理者との交流を実施しています。

②安全日誌の記載

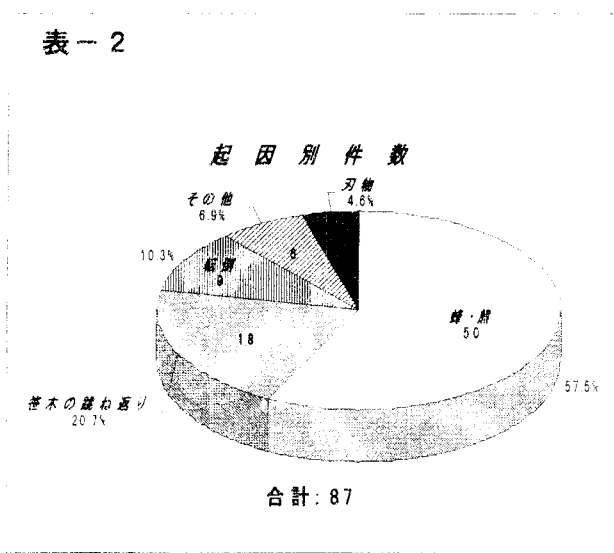
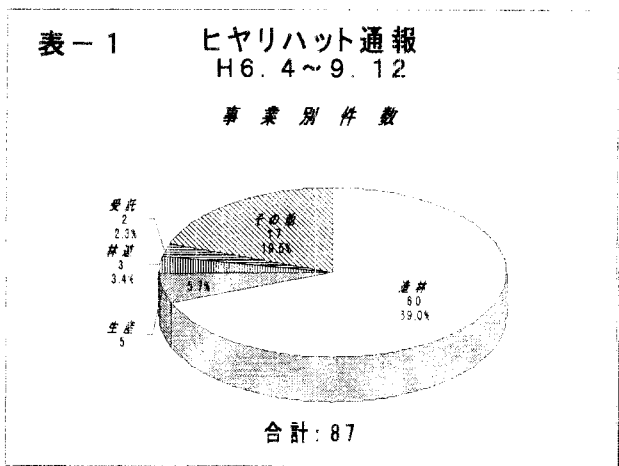
安全日誌は、安全当番により当日の作業での点検項目のチェック、始業時・終業時のTBMで話し合ったことについて記載しています。又、森林官、安全管理者等が現場巡視の際には日誌の確認とともにコメントを記載しています。

③ヒヤリハットの記載

ヒヤリハット報告用紙をこのようなチェック方式の報告しやすい様式に改正しました。安全当番が終業時のTBMにおいて班員全員から聞き取り調査をし記載するとともに、班員全員で防止対策について話し合いを行っています。

(3) ヒヤリハットの分析と活用

(表-1)は、平成6年4月～平成9年12月のヒヤリハット報告の集計表です。事業別では、総計87件の内造林が60件と69.0%を占めています。起因別では、蜂やクマに遭遇が50件と57.5%で全体の半数以上が蜂刺されによるヒヤリハット報告です。(表-2)



①安全衛生委員会で分析・検討

報告されたヒヤリハットは安全衛生委員会において分析・対策を検討し、結果について答申と併せて各現場に周知しています。実際に委員会で検討した対策例として、

「歩道の刈払い中にクマに遭遇した」というヒヤリハット報告があり、安全衛生委員会において検討し、職員全員にクマよけ用の「鈴」を配布し現場に行く場合は必ず携帯しています。

又、笹・かん木による跳ね返りによるヒヤリハット報告が続いていたので初春、晩秋に保護眼鏡を完全着用するよう徹底しました。しかし、最近に保護眼鏡を着用しているヒヤリハット報告があったので保護眼鏡の種類についても検討しています。

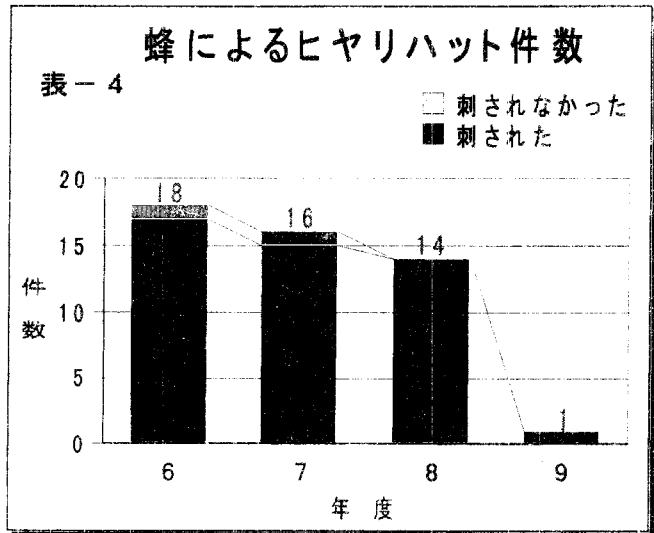
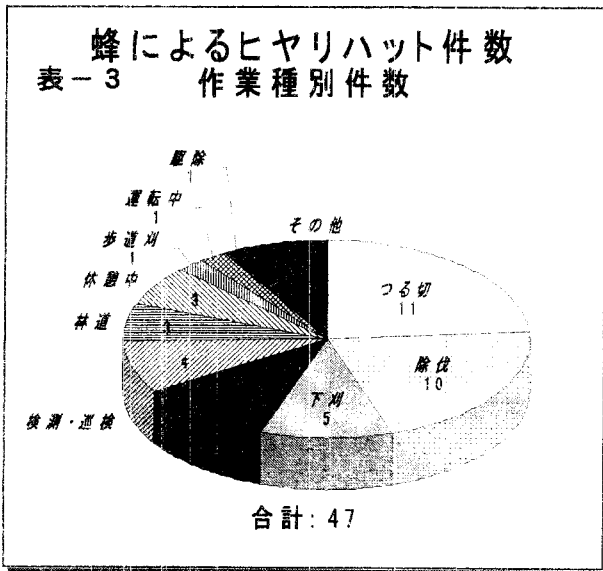
②蜂災害防止の取り組み

前にも述べたように、当署のヒヤリハット報告には蜂災害が多く、作業別ではつる切・除伐・下刈の主作業時が55.3%を占めています。(表-3)

そのため蜂災害の防止・予防対策に力を入れています。特に平成9年度からは支局通達を受けながら事業計画樹立時には蜂の危険期間中の作業箇所について出来る限りの調整を図ると共に誘因捕殺に取り組みました。

取り組み状況については、当署管内で5月中旬～7月中旬の女王蜂が巣づくりを行う時期に、15カ所設置しキイロスズメバチ他 112匹捕殺しました。

その結果、平成6年度～平成8年度では蜂刺されによるヒヤリハット報告が年間十数件以上あったものが、平成9年度には天候の影響もあると思いますが、1件と大幅に減少しました。(表-4)



(4) 安全意識の醸成

①安全目標の設定と取り組み

各作業班毎に、毎月の「緑十字の日」に作業内容や作業条件等を考慮し、班員全員の話し合いによって月間安全目標を作成し休憩所に掲示しています。併記発令が多い時期や、休憩小屋が設置されていない時には、ミニバス内に掲示して必ず目に付くようにしています。又、夏山・冬山事業開始時やお盆時期等の節目毎に安全目標を設定し、達成に向けて努めています。

②安全衛生新聞の発行

労務厚生係が主体となって夏山・冬山事業開始時、安全・衛生週間時等を節目に右図の安全衛生新聞を発行しています。

ヒヤリハット報告の多い作業種等についての注意喚起を行い安全衛生に対する関心を高めることに努めています。

③安全ポスターの作成

各作業班毎に、右図のような現場独自の安全ポスターを作成し休憩所に掲示しています。班員に対して言葉や活字だけでなく、視覚により安全作業に徹するよう呼びかけています。

(5) 各種安全研修の開催

①車両整備講習会

昭和54年、当署において4人が乗車するミニバスが林道下へ転落するという災害が発生し、これ以後、毎年春期に、安全運転管理者、補助者及び現場職員全員を対象として、自動車整備士の指導による「車両整備講習会」を開催しています。講習会では、安全運転の基本動作や車両の点検・整備の方法について勉強しています。

②無線電話講習会

「車両整備講習会」に合わせて「無線電話講習会」を実施し、緊急時には無線が円滑に使用できるよう無線の点検と模擬練習を含めた講習会を開催しています。

③安全推進員研修

年度当初に安全推進員の安全意識の醸成等を目的に実施しています。本年度は、中部電力の安全管理体制について工事現場を見学し、安全対策についても学習しました。

(6) 森林官等の現場業務に伴う緊急連絡体制の徹底

森林官等が単独で現場業務に従事する場合は用務地、業務内容及び帰任予定時間を次長に連絡することを徹底し、必要事項について記載した専用のボードを署に掲示しています。これにより関係者に周知するとともに、帰任の確認をしています。

3 ま と め

以上がわが署で行っている安全活動の概略です。他署に比べて特別に何かに取り組んだ結果、無災害を継続しているということではありません。

安全は「これで良い」「これだけやったから良い」というものでなく、日常の地道な活動とその積み重ねが大切と考えています。

しかし、安全の対策は同じことの繰り返しになりやすく、指導する側も受ける側もマンネリに陥り、そういった状況の中から災害の芽が出てきてしまい「災害は忘れた頃にやってくる」と言われる要因になると考えられます。

今後はこれまでの取り組みの継承に加えて、視点を変えた新たな活動にも取り組んで行かなければならないと考えています。

無災害7年目を迎え、これまでの安全活動におごることなく、更に、今後も署と現場が一丸となった安全対策に取り組むとともに推進を図り、「わが署、わが班からは災害を絶対に出さない」という決意で今後も頑張っていきたいと思えます。